

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援 ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (5) 履行延期の特約等に関する支援

支援内容	<p>津山市への債務に対する各種支払いが困難となる場合、履行延期の特約等に関する申請を受け付け、審査を経た上で、払期限を延長できる場合があります。</p> <p>【対象となるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園保育料、幼稚園保育料</li> <li>・ 奨学金（返還金）</li> <li>・ 水道料金、下水道使用料</li> <li>・ 市営住宅の家賃（使用料）</li> <li>・ 生活保護費（返還金）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症の影響をはじめとする生活困窮者</li> </ul>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係課備え付けの申請用紙（申請時記入可）</li> <li>・ 減収、減益が確認できるもの（後日提出可）</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：各担当課（問い合わせ先参照） 津山市山北520</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
問い合わせ先（申請先）	<p>津山市こども保健部こども保育課幼児教育係（保育園保育料、幼稚園保育料） （電話）0868-32-7028</p> <p>津山市教育委員会次世代育成課（奨学金（返還金）） （電話）0868-32-2009</p> <p>水道局業務課営業係（水道料金、下水道使用料） （電話）32-2106</p> <p>津山市都市整備公社 業務推進課（市営住宅の家賃（使用料）） （電話）32-2127</p> <p>津山市環境福祉部生活福祉課（生活保護費（返還金）） （電話）32-2064</p>
備考	